

令和5年2月2日

令和5年網走市議会第1回臨時会議案  
(議会提案分)

令和5年網走市議会第1回臨時会議案

番号	議案番号	件名
1	議案第3号	網走市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第4号	網走市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

## 議案第3号

### 網走市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

網走市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月2日提出

網走市議会 議会運営委員会  
委員長 立崎 聡 一

#### 網走市議会委員会条例の一部を改正する条例

網走市議会委員会条例（平成29年条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条（招集）」の後に「第13条の2（委員会の開会及び出席方法の特例）」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会及び出席方法の特例）

第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生もしくは育児介護その他やむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認められるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りではない。

- 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第16条に次の1項を加える。

- 2 前項の委員長又は委員が第13条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第19条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第24条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第27条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

第28条中第3項を第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第4号

### 網走市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

網走市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和5年2月2日提出

網走市議会 議会運営委員会  
委員長 立 崎 聡 一

#### 網走市議会会議規則の一部を改正する規則

網走市議会会議規則（令和3年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16章 協議又は調整を行うための場（第124条）」

第124条（協議又は調整を行うための場）を

「第16章 協議又は調整を行うための場（第124条・第124条の2）

第124条（協議又は調整を行うための場）

に改める。

第124条2（協議等の場の開催及び出席方法の特例）」

第64条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第94条に次の1項を加える

- 2 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第124条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催及び出席方法の特例）

第124条の2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生若しくは育児、介護その他やむを得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。